第３期大台町子ども･子育て支援事業計画策定業務　仕様書

１．　業務の目的

本業務は、子どもの健やかな成長を促す家庭環境の整備と子どもと家庭を地域全体で支えていく取り組みを進めるために、子ども･子育て支援事業計画を策定するものである。

なお、策定にあたっては、法に基づく「策定指針」を参考にするとともに、国・県および大台町の他の計画（総合計画等）に示される関連施策との調整を図ることとする。

本計画は令和７年度を初年度とし、５年間を計画期間とする。

２．　業務の方針

本業務の実施にあたっては、下記の方針を重視するものとする。

（１）関連法の見直しなど、法制度の検討状況を見極めつつ、着実な計画策定がなされるよう工程管理を的確に行うこと

（２）計画の実効性を高める観点から、住民ニーズの把握･反映はもとより、現場の実務者による検討作業を中心に計画策定を進めること

（３）現計画にもとづく事業実績の評価を行い、大台町の地域特性を踏まえつつ、今後の子ども・子育て支援対策の方向性を明らかにし、こども基本法に基づく市町村こども計画と一体のものとして作成する。

３．　業務の期間

業務年度は令和６年度とし、業務期間は、契約日より令和７年３月３１日までとする。

４．　業務の内容

本業務の内容は次のものとする。

（１）アンケート調査

サービス利用及び生活実態と、地域の子育て支援や保育サービスなどの量的及び質的なニーズを把握するため、下記のアンケート調査を実施する。

（実施内容）

調査種別	調査対象	対象者数	設問数	配布方法	回収方法
未就学児童実態調査	0～5 歳までの就学前児童を持つ保護者	◇全数 約 220 人	60 問程度、Ａ４判 16 ページ程度	郵送	郵送
小学校児童実態調査	小学校 1～6 年生児童を持つ保護者	◇全数 約 330 人	60 問程度、Ａ４判 16 ページ程度	学校を通じて	郵送

1） 調査票の設計

現行施策の内容や子ども･子育て支援事業計画の方向性に十分配慮しながら、大台町における課題を整理し、各施策の見直しや新たな施策展開に向けての判断材料となるようアンケート調査票の設計を行い、発送用封筒、返信用封筒をあわせて必要部数を印刷する。

2）調査の実施

調査票と返信用封筒を発送用封筒に封入し、就学前児童分については郵送により配布し、回収についても郵送にて行う。いずれも、郵送料は受託者の負担とする。

小学校児童分については、学校を通じて調査票と返信用封筒を配布し、回収は郵送にて行う。郵送料は受託者の負担とする。

3）集計･分析･報告書作成

回収された調査票のデータおよび記述回答を入力のうえ、単純集計ならびに評価･ニーズ推計･政策判断などに必要なクロス集計を実施し、グラフ作成、分析コメントを添付して、調査結果報告書原稿としてとりまとめる。

（2） 計画策定

下記の項目にしたがい、庁内検討会議での検討ならびに「(仮称) 大台町子ども･子育て会議」の協議にもとづいて計画策定を行う。

1） 基礎的データの収集・整理

基礎的諸資料の収集により、地域の子育て支援に関する現状を整理し、計画策定の基礎として取りまとめる。

2）施策・サービス現況の把握・整理

関係各課への調査シートの依頼により、住民活動や民間サービスなども含めた現在の施策・サービス提供の状況および問題点・課題を整理し、計画策定の基礎として取りまとめる。必要に応じて、関係機関のヒアリングなど、補足調査を実施する。

3）基本推計の実施

住民基本台帳人口をベースに、0 歳～11 歳の各歳人口を推計する。

4）計画素案の作成

庁内検討会議での検討結果をもとに計画素案として文章化し、子ども･子育て会議での協議･調整のうえ、事業計画の中間案として取りまとめる。

5）計画のとりまとめ

中間案に対するパブリックコメント等への対応案を中間案に反映させ、計画案として取りまとめ、計画書および計画書概要版を作製する。

（3） 会議等の運営支援

実効的な計画策定を進めるため、以下の会議について運営を補助する。その他、事務局との打ち合わせを密にし、効果的な計画づくりに努める。

1）子ども･子育て会議への出席

「(仮称）大台町子ども･子育て会議」に出席し、これに関する資料原稿の作成、運営支援を行う。計３回程度開催する。

5．　成 果 品

成果品は次に定めるものとし、各年度の業務完了時に納品するものとする。

（1）アンケート調査結果報告書（Ａ４判 150 ページ程度、簡易製本）　10 部及び電子データ

（2）計画書　10 部及び電子データ

6．　その他

（1）業務を処理するために個人情報を取扱う場合は、個人情報及びプライバシーの保護に努めること。

（2）この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。